

四、將來市電財政の確立を見たる上は漸次待遇改善を計ること

これに對し局側は

一、他よりも同意見あれば承り置く

二、一割加給を二割とする

三、公益事業の性質上爭議を奨励するが如き費用を出すことは避けたい

四、將來黒字になつた場合は充分考慮する

と回答した。

一方日交代者は九日午後協調會常務理事吉田茂氏に對し「本給二割天引案」に反對し、又同氏の解決方針の跡を見ると日本精神の發露なく徒らに東交一派に追隨した觀があるとの抗議文を手交した。

尙ほ日交代は、東交側より五百數十名の轉向加盟者のあつたことを發表した。

第七 解 決

一 東交警視總監に調停一任

再罷業が險悪化しつつあることは前述したが、警視廳はこの間諸種の情勢を考慮して、愈々再度の調停工作に立ち、九日、藤沼警視總監は東交幹部に會見を申込んだ。東交側も、爭議資金の缺乏、電氣局が原案と中立案の選擇を發表したため、組合員中には整理手當を欲する高給者も相當ある點より首腦部は遂に十日、警視總監と會見し、

一、臧首者ノ取消

二、罷業中出勤取扱トシテ日給ヲ支給スルコト

三、昭和七年十二月以降ノ採用者ヲ二等級昇給セシメタルコト

四、電燈課料金係ノ出勤停止ノ取消並ニ日給全額支給

五、削減率ハ適用者ノミニ削減トスルコト

六、備員規程共濟組合規定改正反對

七、更生委員會參與ト團體協約權ノ獲得

の希望條件を述べて、白紙一任し、罷業打切、十四日始發より就業することとなり、こゝに協調會吉田常務理事の再出馬となり、十二日午前十時三十分より警視廳に於て徹宵折衝を重ね、十三日午前十一時五十五分解決の運びとなり、斯くて四句に亘る大爭議も大風一過大團圓を告ぐるに至つた。

覺 書

東京市對同市電氣局従業員労働爭議ハ今回左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書四通ヲ作成シ當事者雙方及立會人各一通之ヲ保持スルモノトス

記

- 一、調停委員會ニ於テ決議セラレタル條項第一(一)齊解雇更改手當支給、再採用ハトラザルコト、但シ退職希望者ニ對シテハ整理手當ヲ支給スルコト)及第二(各職ヲ通シ現在給與額(本給、手當、賞與ヲ合ム)ノ平均二割ヲ減額ス)ハ之ヲ實行スルコト
- 一、減率ノ基本額ハ當初市ノ發表セル整理案ノ適用ヲ受クベキ人員(十月十日現在)ニ對スル支給賃額トス
- 一、給與並ニ給付ニ關スル規程ノ改正ハ緊急且必要ナルヲ認ムルモ右改正ハ更生ニ關スル他ノ計畫ニ關連シテ適當ニ善處ス
- 一、解雇者ノ復職ハ首腦部ヲ除キ其他ノ者ニ就テハ適當ニ考慮ス